

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【事務・事業名】 政策研究・行政職員研修業務

1. 根拠法令	独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成14年法律第169号)
2. 実施主体	独立行政法人 労働政策研究・研修機構
3. 従事者数	役員数 5名(平成18年4月1日現在) 職員数 134名(平成18年4月1日現在)
4. 予算額	平成18年度予算額 37億2百万円 (運営費交付金 33億3千8百万円、施設整備費補助金 9千7百万円)
5. 事務・事業の内容	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料の収集及び整理 調査研究促進のための労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外派遣 調査研究等の成果の普及及び政策の提言 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修
6. 民間開放の状況	調査研究業務のうち以下の、の業務は、民間企業(調査会社、印刷会社等)等に発注し、既に民間開放されているところである。また、の幅広い外部人材の研究参加等を得て、有益な意見等をいただきながら研究成果に結びつけているところであり、質の高い研究成果を得るための民間人材の活用は既に行っているところである。 アンケート調査(調査票の印刷、配布、回収、入力)などの単純な役務提供(17実績248百万円) 研究開発等に係るシステム開発(プログラム作成)、報告書の印刷など機構にはないノウハウ等が必要なもの(17実績236百万円) 大学や民間機関等から研究テーマに応じ幅広い人材が研究に参加(17実績90百万円) 研修業務についても、民間のノウハウの活用が効果的な部分は、民間の実務家等を講師として活用しているところ。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	各省庁が所管する政策分野については、主要な政策分野ごとにそれに対応した直轄又は独立行政法人という形態の政策研究機関が存在しているが、労働分野における政策研究については、当機構が担っているところである。このため、当機構の調査研究事業を廃止してしまうことにより、労働分野における政策研究が実施されなくなってしまうこととなる。労働政策研究が確実に実施されなければ、厚生労働省の労働政策の企画立案に当たり理論的根拠が不足することとなり、労働政策の質の低下が懸念される。 また、一般に中央省庁においては、当該行政に従事する職員に対する専門的な研修を行う直轄の研修機関を設置しているが、労働行政においては、当機構がそのような機能を果たしており、地方組織の職員も含めた労働行政担当職員に係る専門研修機関として唯一の存在である。厚生労働省の職員に対する研修が実施されないことにより、職員の専門能力の向上を企図できず、労働行政の質の低下が懸念される。 労働政策及び労働行政の推進は国民生活及び社会経済の安定等に密接な関係があることから、これらの質の低下により、国民生活及び社会経済の安定等に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【事務・事業名】 政策研究・行政職員研修業務

8. 更なる民間開放
についての見解

政策研究や職員研修は政策の効果的・効率的な企画実施に不可欠なものであり、確実・継続的に、また機動的に行われることが必要。また労働政策研究については、労使双方から信頼される公正、中立的な立場で実施されることも必要。したがって、労働政策研究と職員研修は、行政の問題意識や政策志向を踏まえた確実・継続的な実施が確保され、単年度予算に縛られずに自律的・裁量的運営が可能で、労使いずれからも独立した主体、すなわち独立行政法人という組織形態によって行うことが不可欠。このため、民間に開放することは不適當。

ただし、今後とも、業務効率化の観点から以下の、の業務の民間への委託を一般競争入札の積極的な実施により一層推進する。また、研究の活性化による質の高い研究成果等を確保するため、の幅広い外部人材の活用についても一層推進する。

アンケート調査(調査票の印刷、配布、回収、入力)などの単純な役務提供
研究開発等に係るシステム開発(プログラム作成)、報告書の印刷など機構にはないノウハウ等が必要なもの
大学や民間機関等から研究テーマに応じ幅広い人材が研究に参加
研修のうち民間のノウハウの活用が効果的な部分は民間の実務家等を講師として活用。

9. 個別の質問項目

(別紙1参照)

労働保険特別会計の労災及び雇用の両勘定から運営費と施設整備費が支払われていると理解するが、それぞれの金額を示されたい。

民間研究機関に委託している研究件数は何件か。または民間研究機関と実施した研究件数、人員構成について示されたい。

本年4月の分科会に提示された資料によると、政策研究費に12億円支出されているが、研究テーマごとに振り分けた場合のそれぞれの金額を示されたい。またその金額を念頭においた場合に、各テーマごとに民間委託することの可否について意見及び根拠を示されたい。

類似のテーマを取り扱っている民間シンクタンク・研究機関の調査・検討をしたことがあるかどうか、ある場合には、それぞれの評価を示されたい。

同じく分科会資料によると、「その他」として8.6億円が支出されているが、その詳細を示されたい。

また同じ資料によると、成果普及等経費に6.5億円、社会還元事業費に0.7が支出されているが、定期・不定期刊行物、セミナー等を有料化すると仮定したそれぞれの程度の価格が適正と考えるか、示されたい。またそれぞれの市場確保しうる価格はどの程度と想定されるか、示されたい。

機構が平成16年度、17年度に実施した研究テーマ数を中長期・単年度毎にて欲しい。またその中で実際に政策に結実したテーマ数・内容を示されたい。

他の省庁で職員の研修機関を外出している具体的な事例を調査したことがか示されたい。そのうち独法に委ねている事例はどれか、特別会計の資金を使っている事例はどれか、また、それぞれについて、いくらで何人日の研修なされているかという点に関して調査したことがあるか示されたい。

当該独法における研修を、コース毎にコストを割り振った場合に、それぞれの示されたい。

研修コースを個別に民間委託することを検討したことがあるか、示されたい。また各コースごとに民間委託が不適當であると判断される場合、その理由を示された機構庁舎・労働大学と二つの研究・研修施設を所有しているが、いずれかの施設へ集約し、研究・研修機能の更なる一体化を図ることはできないか。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。